

電子書籍時代における出版者と著作隣接権

鈴木 香織^(*)

電子書籍の市場が本格的に動き出している。デジタル化された出版物の流通が始まることで、市場において多くの便益をもたらすと思われるが、一方で違法コンテンツの氾濫などの問題も同時に抱えることになる。

デジタル時代においては、著作物を創作する者だけでなく、それを流通に置きマネジメントをする者の動きが重要になってくる。出版者は、出版に係る著作物の包括的なマネジメントを行っているが、固有の権利を持たず主体的な活動が認められていないという問題がある。

そこで本稿では、デジタル時代における出版と著作権法制度に関して、出版者と著作隣接権制度に関する議論を中心に考察する。20年以前から出版者に著作隣接権を認めうるかとの議論がなされてきたが、その当時は複写機と複製に関する問題が中心であり現在(2010年)とは市場環境等が異なる。そこで、デジタル時代を迎えた出版市場において、この議論の再検討を行いたい。

【目次】

- I はじめに
 - 1 コンテンツ市場の現状
 - 2 デジタルシュリンク
 - 3 問題の所在
- II 創作者と出版者
 - 1 創作者と出版者
 - 2 著作者及び出版者の権利
 - 3 出版者の責任と義務
- III 出版者と著作隣接権制度
 - 1 著作隣接権制度とは
 - 2 著作隣接権の保護の根拠
 - 3 出版者と著作隣接権制度
- IV デジタル時代の出版者と著作者の関係
 - 1 デジタル時代の出版を巡る課題
 - 2 制度論の比較考察
 - (1) 共同著作物
 - (2) 著作権のライセンス
 - (3) 著作権譲渡
 - (4) 著作隣接権
- V 私案
 - 1 デジタル時代に対応すべき事項
 - 2 出版者にかかる著作隣接権と出版契約
- VI おわりに

I はじめに

1 コンテンツ市場の現状

電子書籍の市場が本格的に動き出している。この最大の要因は電子書籍関連のデバイス(Device)が登場したことが挙げられる。これまでは、米国を中心とした話題であったが、現在(2010年)においては日本でもデバイスの普及が始まっている。先行して人気を獲得したApple社のiPadは、新聞や書籍といった紙媒体で流通していたものを、同じ版面(レイアウト)のまま(あるいは、電子向けに加工されて)閲覧することが出来るようになるという価値を印象づけた。もっとも、電子書籍の流通にはハードウェアの環境だけでは十分ではなく、電子書籍のコンテンツが十分に調達出来る環境が必要になる。しかしながら、電子書籍関連のコンテンツの中心は携帯電話向けのものが大多数であり、電子書籍関連のデバイスに向けたコンテンツは未だ数が限定的である。今後、デジタル化された出版物の流通が始まることで、市場において多くの便益をもたらすことと思われるが、一方で違法コンテンツの氾濫などの問題も同時に抱えることになる。

本稿では、デジタル時代における出版と著作権法制度に関して、出版者と著作隣接権制度に関する議論を中心に考察するものである。

2 デジタルシュリンク

「デジタルシュリンク」とは、日本知財学会理事、コンテンツ・マネジメント分科会担当の久保雅一氏が提

(*) 校友、株式会社スズキアンドアソシエイツ代表取締役社長

唱する造語で、「デジタル化がもたらす産業の縮小化現象」をいう⁽¹⁾。

音楽コンテンツがデジタルで流通するようになり市場に多くの便益をもたらし、ネット配信は伸び続けている。しかし、その伸びに対して市場全体の縮小のスピードが速く、実質的に市場全体がシュリンクする現象が起きている。具体的には、CDを始めとするマテリアル(Material)市場をネット配信が代替するとの期待があったが、それが出来なかったのである。

音楽・音声合計売上は、2000年に1兆8548億円、2009年には、1兆4005億円となっており4543億円下がっている。この要因は、CD等の音楽ソフトの売上の影響が大きい。また、音楽ソフトは、2000年に売上が8343億円、2009年には4637億円となっており3706億円下がった。携帯配信やネット配信は、2000年には、携帯配信が245億円、ネット配信が0.4億円だったが、2009年には携帯配信が1718億円、ネット配信が260億円と売上を伸ばしたが、合わせても1732.6億円売上がプラスになったに過ぎず、CD販売等のマイナス分を代替出来るだけの売上には至らず、音楽市場は全体としてシュリンクした⁽²⁾。

この原因として、デジタル化に伴うリスクの一つである「違法コンテンツ」の氾濫が挙げられると思われる。日本レコード協会『日本のレコード産業』(2006年ないし2008年)によれば、音楽コンテンツのダウンロード数は、2006年が2億8700万件、2007年が3億9926万件、2008年が4億7140万件であるが、その一方で違法ダウンロード数は、2006年が2億5837件、2007年が3億4414万件、2008年が4億3728万件であり、ほぼ同数で推移がみられる。すなわち、違法ダウンロードの数は全体の流通量に対して、約50%ということになる。ただし、違法コンテンツはあくまで推計であり実質的にはこれ以上のボリュームがあるとの推察もできる。ここから見ても明らかのように、違法コンテンツはコンテンツ市場におけるデジタルシュリンクの最大の要因であるといえる。デジタルシュリンクへの対応が十分にできなければ、コンテンツで収益化させることは困難になるとと思われる。

今後、電子書籍に係るネット配信が伸びることは予想されるが、紙媒体の書籍と代替し、新たな市場ができることを期待できるわけではないのかもしれない。すなわち、電子書籍においても、違法コンテンツの氾濫を食い止めなければ、音楽市場と同様に、マテリアルベースの市場からデジタル市場への転換が十分になされず、結果としてデジタルシュリンクが起きてしまう可能性がある。そこで、電子書籍における市場環境を背景としたうえで、効果的な制度設計が求められていると思われる。

3 問題の所在

このように、出版物の電子化にかかる環境整備は急がれているといえる。デジタル時代⁽³⁾の出版物の流通においては、コンテンツの創作、保護、活用、保全といったところを充実させなければならない⁽⁴⁾。すなわち、質の高い創作活動が行われ、侵害等の問題から適切に保護を図り、ビジネスモデルを構築し、収益化した上で創作者に適切な配分が出来るような仕組みが作られなければならないのである。もちろん、著作権者である作者がそれら全てのマネジメントが出来るのであれば問題は無いが、電子出版市場は紙媒体中心の出版市場よりも、参入障壁が低い半面、リスクも存在しており、これらすべてを考慮してビジネスモデルを構築するとなると、従来の出版にかかる著作権制度では十分な対応が出来ない場合があるのではないかと思われる。

そのため、出版市場におけるビジネスモデルの中心となっている出版者を例にあげ、音楽市場のようなビジネスの構造を作り出すことによって、より出版市場がデジタル時代に対応出来るのではないかということについて考察する。

本稿の中心の議論は「出版者に著作隣接権を付与すること」である。例えば、音楽市場では、作曲や作詞を行う著作権者に加え、歌唱や演奏を行う実演家、あるいは音源を製作し、流通させるレコード製作者に著作隣接権を与えており、著作権者と協力しながら著作隣接権者として主体的な活動が出来る。そこで、出版

(1) 久保雅一「デジタルシュリンクのメカニズムに関する考察」日本知財学会(2010年)秋季シンポジウム資料参照。

(2) デジタルコンテンツ協会「デジタルコンテンツ白書2010」(2010年)参照。

(3) 「デジタル時代」という言葉は曖昧であるが、本稿においては「著作物がデジタル化された状態」を指すのではなく、「デジタル化された著作物が、CD等のマテリアル(material)に固定されることを要せず、インターネット等を介して配信、流通する環境が一般化されるようになった状態」を指している。音楽や映像はデジタル時代を迎え年月が経ち、一般化されていると認知されているとの印象があるが、出版はデジタル時代を丁度迎えている所であると考えている。

(4) 土肥一史「(シンポジウム)著作物の利用と契約・総論」著作権研究33巻(2006年)22-23頁参照。

市場においても、そのような仕組みを導入することでデジタル時代への対応がしやすくなると思われる⁽⁵⁾。出版者に著作権隣接権を付与するという点に関しては20年以上前から議論がされてきたが、その当時は複写機と複製に関する問題が中心であり現在(2010年)とは市場環境等が異なる。そこで、デジタル時代を迎えた出版市場において、出版者へ著作権隣接権の付与をするという議論の再検討を行いたい。

II 創作者と出版者

1 創作者と出版者

出版における著作権は、通常は作者に帰属する。これは作者が文章を書く等を行うことにより、作品の創作的な表現を実際に行った者であり、著作物を「創作する者」(著作権法第2条1項2号)としての地位を有しているからである。

出版者は、出版を業としている者であり、作者の創作活動を補助している。作品ごとに異なるが文芸作品等を例にとると、方向性等のアドバイス、売れ筋のテーマなどに関するマーケティング情報の提供、資料の収集、整理、校正、編集などの作業を行っている。さらに、出版に際して全体的なマネジメントを任されており収益化し作者に報酬の配分を行う役割を担っている。このような作業を行っている者が、「創作活動に寄与している者」に含まれるかが問題となる。

ドメスティック・バイオレンス事件⁽⁶⁾では、書籍の創作を行った者であるか否かの認定について「当該作品の形成に当たって、必要な資料を収集、整理をしたり、助言、助力をしたり、アイデア、ヒントを提供したり、できあがった作品について、加除、訂正をしたりすることによって、何らかの関与をした場合でも、その者の思想、感情を創作的に表現したと評価される程度の活動をしていない者は、創作した者ということとはできない」としている。また、ミュージカルの脚本事件⁽⁷⁾では、脚本に係る著作権者の認定だが、「原作ないし企画の決定、脚本執筆者の決定、アイデアの提

供」並びに編集作業に過ぎず、「脚本の作成においては、極めて周縁的、補助的な関与にすぎない」場合は、著作権者として認めることはできないと判示している。したがって、出版者も作者の創作において多大な寄与が認められるものの、そのほとんどは補助的な関与に過ぎないと考えられることから、一般的には著作権者とはならない。そのため、出版者は出版を行う際に著作権者から出版の許諾を受けるか、著作権の譲渡を受けなければ出版をすることが出来ない。

2 著作者及び出版者の権利

出版者は、固有の権原を有しておらず、著作権者より出版の許諾を受ける等して出版を行う。出版とは、「著作物を文書または図画として複製し、当該複製物を刊行物として頒布すること」をいう⁽⁸⁾。出版の許諾には、出版権が設定されることがある(著作権法第79条ないし第88条)。出版権は、設定されることで、頒布目的による、出版権の目的となっている著作物を原作のまま出版する事が出来る(著作権法第80条)。出版権は、紙媒体の出版物に及ぶことについては問題ないが、デジタル化されたものに対しては「文書または図画」の範囲に含まれないこととされており効力が及ばないと一般的には解されている。しかし、CD-ROMなどに固定された出版物についてはどのように解釈すべきかについて学説上争いがある⁽⁹⁾。出版権は、著作権者より複製権の一部を切り分けたような形で設定行為により発生しており、作者等の著作権を基礎としているものである。出版権は、著作権者の有する複製権を中心として(1)出版者と著作権者、および、(2)出版者間の関係との関係における規定されている。(1)について、出版権が設定された著作物は、その範囲内においては著作権者であっても利用することができず、第三者に許諾をすることもできない。(2)について、出版権者は、その設定された範囲内において第三者が出版する際には、差止請求(著作権法第112条)や損害賠償請求(民法第709条)が出来る。ただし、出版権は設定により効力を発生するため、登録しなければ第三

(5) 著作権隣接権が現行の仕組み以外の者に付与されうることについて述べたものに、中山信弘『著作権法』422-423頁(有斐閣、2007)、加戸守行『著作権法逐条解説[5訂新版]』473頁以下(著作権情報センター、2006年)、田村善之『著作権法概説[第2版]』517頁(有斐閣、2001年)、半田正夫=松田政行編『著作権法コンメンタル2』[三山峻司執筆]838頁(勁草書房、2009年)、阿部浩二「特集・著作権法改正 隣接権」ジュリスト329号(1965年)30頁参照。

(6) 「ドメスティック・バイオレンス事件」東京地方裁判所判決平成16年2月18日(判時1863号102頁)。

(7) 「ミュージカルの脚本事件」東京地方裁判所判決平成16年3月19日(判時1867号112頁)。

(8) 作花文雄『著作権法制度と政策[第3版]』88頁(発明協会、2008年)。

(9) CD-ROMなどによる出版物について、紙媒体と同様に解すべきであり出版権の効力が及ぶとする解釈もできるとした学説に、中山信弘『著作権法』335頁(有斐閣、2007年)、田村善之『著作権法概説[第2版]』489頁(有斐閣、2001年)。それに対して、紙媒体に限定的に解すべきとする学説に、作花文雄『著作権法制度と政策[第3版]』88頁(発明協会、2008年)がある。

者へ対抗できない(著作権法第88条)。また、出版権者は、サブライセンスを認められていない(第80条第3項)。

3 出版者の責任と義務

出版者は、多くの義務や責任を法律上負っている⁽¹⁰⁾。出版者は作者(著作者)に依頼されて出版物を製作し、それを流通させるということを代理しているだけであるにも関わらず、その他の義務や責任を負わなくてもよいわけではない。

出版者は、他人の著作物の掲載をしているか否か、名誉棄損等の法的問題について、作者を監督する立場に置かれる。また、著作者と「著作権侵害をしていない」とする契約を結んだとしても監督する義務を免れることはない。例えば、樹林事件⁽¹¹⁾は、原告が創作したレリーフ「樹林」に係る著作権及び著作者人格権を、被告デザイナーが大学在学中に卒業研究として製作した美術作品(以下、被告作品という)を侵害すると判示した事案である。本件では、被告出版社は、被告デザイナーの著作権侵害につき「情を知っていたものと認めることはできない」と判示されたが、被告作品を掲載した出版社についてもその義務について「既に公表された美術の著作物については、これを侵害して製作した作品の写真を両誌に掲載することのないよう調査すべき義務がある」として不法行為責任が問われた。更に、薬学書事件⁽¹²⁾は、原告が執筆した旧書籍の改定版である本件書籍の執筆および発行が、原告の著作権及び著作者人格権を侵害するとした事案であるが、本件は出版社について、「執筆部分について、改訂前の表現の無断利用が行われないように、予め執筆者に対して注意を促し、更に、執筆済み原稿を照合して表現の利用の有無を確認し、これがあつた場合には被利用表現の執筆者の同意の有無を確認するなど、改訂前の

執筆者の有する著作権、著作者人格権を侵害することを回避すべき措置を講じるべき義務があると解するのが相当である。」と判示している。更にまた、ホテル・ジャンキーズ事件⁽¹³⁾は、ホームページ上の掲示板に書き込まれた原告らの文章の一部を複製(転載)して、書籍を出版した被告作者等及び出版社に対し著作権侵害を認めた事案であるが、被告出版社が出版契約において被告作者等から「本著作物が他人の著作権その他の権利を侵害しないことを保証する」との保証を得ていたのにも関わらず、「調査、確認する義務を免れるものではないというべき」であると判示した。

出版社に与えられる権利は、著作権者の複製権の一部を切り取って許諾を受けて出版権を成立させる程度の権利しか与えられていないのにもかかわらず、樹林事件や薬学書事件によれば重い義務や責任があるとも考えられる。出版契約において著作権等の権利について「著作権を侵害していない」旨の契約を結んだとしても、出版社の責任が免れないこともありうる。ただし、これらの判例の射程は必ずしも明らかではない。少なくとも、出版社は、著作権者と共に紛争に巻き込まれることが多いという問題がある⁽¹⁴⁾。

IV 出版者と著作隣接権

1 著作隣接権とは

著作隣接権とは、「著作権に隣接したある種の権利⁽¹⁵⁾」であり、著作権法第89条ないし104条までに規定されている。著作隣接権は、著作権と並んで独自の権利を持つ⁽¹⁶⁾。そのため、例えば音楽CDの場合は、作詞・作曲等の著作権に加え、歌手等の実演家の著作隣接権と、いわゆる原盤権といわれるレコード製作者の著作隣接権が含まれており、音楽CDの利用にはそれぞれの権利の調整が必要になる⁽¹⁷⁾。我が国におい

(10) 出版社の義務や責任に関する学説として、三山裕三『著作権法詳説(第7版)』421頁-425頁(LexisNexis, 2007年)、小泉直樹「講演録/著作権侵害回避の注意義務と過失」コピライト49号[通号580号](2009年)2-14頁等がある。

(11) 「樹林事件」東京地方裁判所判決平成2年4月27日(判時1364号95頁)。

(12) 「薬学書事件」東京地方裁判所判決平成2年6月13日(判時1366号115頁)。

(13) 「ホテル・ジャンキーズ事件」東京地方裁判所判決平成14年4月15日(判時1792号129頁)。

(14) 出版者が訴訟に巻き込まれる理由として、個人よりも経済力のある出版社を巻き込んだ方が訴訟を有利に展開しやすく、更に、流通に置いているのが出版社であることから、回収、断裁、廃棄までおよび抜本的な解決には、出版社をも巻き込まなければ抜本的な解決が図れないとする学説がある。三山裕三『著作権法詳説(第7版)』424頁(LexisNexis, 2007年)参照。

(15) 加戸守行『著作権法逐条解説[5訂新版]』478頁(著作権情報センター, 2006年)。

(16) 出版者、実演家、レコード製作者、放送事業者等は、技術の発展に伴い経済的な利益を侵害されることがあり得るが、著作権を付与することは理論的に無理であり、「著作権の枠外にいて著作者とほぼ同等の利益を与えることを目的として新たな権利の設定」をおこなった。半田正夫『著作権法概説(第13版)』235頁(法学書院, 2007年)参照。

(17) いわゆる「原盤権」は、明確な定義を持たないが、レコード製作者の著作隣接権、二次使用料請求権、貸与報酬請求権に加えて、実演家の著作隣接権と、実演家に対して支払われるアーティスト印税が一体になったものを指すことが多い。紋谷暢男「JASRAC 概論—音楽著作権の法と管理」(前田哲男執筆)262頁(日本評論社, 2009年)参照。

ては、実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者に著作隣接権を与え保護している⁽¹⁸⁾。

著作隣接権の存在理由について中山信弘氏は、一般的な製品の物流と著作物の伝達が異なった特性があり、「法で特に保護する必要性が高い」からとしている⁽¹⁹⁾。著作隣接権は現在(2010年)のところ著作隣接権者を対象となる四者に限定(著作権法第89条)しているが、立法論から考えるとその他の者に保護の範囲を広げることも可能である⁽²⁰⁾。また、例えばレコード製作にかかる「製作者」については多くの者がかかわっているため、理論的には著作隣接権の保護対象者を政策的な判断により広げることは可能である⁽²¹⁾。しかしながら、前述したように個々に権利が発生するため、広げすぎることによって利用等にかかる調整が複雑化し、その結果取引コストが増大し利用が進まなくなるのではないかとする批判も成り立つ。そのため、著作隣接権に関しては権利を新たに創設する場合に慎重な議論が求められる。一方、著作隣接権は、著作権と別途独立して規定されており(著作権法第90条)、侵害等に対しては権利の厚みが増すため、著作権者と著作隣接権者の協力によるハイブリッドな対応・効果が期待出来る。また例えば、事実情報を中心となり著作権以外の情報を扱うコンテンツや、著作権の保護が弱いコンテンツ、パブリックドメインを編集したコンテンツに対して著作隣接権を行使しうるため保護の対象を著作物に限られない⁽²²⁾。更に、政策的な判断により、制度をカスタマイズすることが可能という点も挙げられる。例えば、権利として認めておいて、報酬請求権のみ認めること等が考えられる。

2 著作隣接権の保護の根拠

著作隣接権は、著作権とは別個に、著作物の解釈や伝達に関わる者の一部を対象に活動の安定性を確保し、

その文化的役割を十分果たすことが出来るよう規定されているものであるが、実務上も学説上も確定的な制度的根拠が無いといえる。一般的には、①準創作性の保護、②公衆に伝達する役割を担う者の保護だと理解されている⁽²³⁾。

①準創作性の保護は、根拠として最も多い説明だがその意義については確定的なものはない。その、準創作について、加戸守行氏によれば、「著作物の創作活動に準じたある種の創作的な活動」と述べる。著作物等⁽²⁴⁾の創作に当たっては複数の関係者が創作に何らかの形でかかわることが一般的であるし、また、伝達の前提となる解釈が行われて表現されるということが一般的である。そのような作業を行う一部の者に対して、準創作的行為があるとして保護を与えているのである。

②公衆に伝達する役割を担う者の保護については、著作物等がその創作者の力だけでは一般に流通することが出来ないという前提があり、その著作物等の伝達者に対して保護を与えているとするものである。その、伝達する役割を担う者は、その伝達のために大きなコストを負担(投資)し、著作物等を流通させることが出来る補助的活動を行なっている。すなわち、著作物等は、その解釈者や伝達者が存在することで大衆に流通するのであり、そのことに対してインセンティブを著作隣接権者に与えているのである⁽²⁵⁾。

これら、①ないし②の著作隣接権の保護の根拠について、実演家、レコード製作者、(有線)放送事業者について検討を行う。

まず、実演家は、著作物等の解釈し表現する。例えば、楽譜にある音楽の著作物を演奏という形で表現すること等である。実演は、他の著作隣接権者三者の中でも最も準創作的行為をしているといえる⁽²⁶⁾。また、演奏などを通じて大衆に著作物を伝達するという役割

(18) 放送事業者と有線放送事業者は歴史的経緯により別個に規定しているが現在ではかなり類似している。中山信弘『著作権法』420頁(有斐閣、2007年)参照。

(19) 中山信弘『著作権法』(有斐閣、2007年)420頁参照。

(20) 著作隣接権者として認めうる者として、本稿で検討を加えている出版者の他、データベースの作成者、プロバイダー等が挙げることがある。中山信弘『著作権法』423頁(有斐閣、2007年)、半田正夫=松田政行編『著作権法コンメンタル2』(三山峻司執筆)838頁(勁草書房、2009年)参照。

(21) 『著作権法概説(第2版)』519頁(有斐閣、2001年)参照。

(22) 島並良=上野達弘=横山久芳『著作権法入門』(横山久芳執筆)188頁(有斐閣、2009年)では、例としてレコード製作者における「野鳥の声の録音」や放送事業者における「スポーツ(非著作物)の中継」を挙げている。

(23) 中山信弘『著作権法』422-423頁(有斐閣、2007年)参照。ただし、「準創作」における「準ずる」の程度が不明確であるとする学説に、本山雅弘『著作隣接権の理論に関する基礎的考察(一)―戦前期ドイツ学説史の考察を中心として―』民商法雑誌130巻2号(2004年)278頁-279頁参照。

(24) 例えばスポーツ中継のように、著作権により保護がされないとしても著作隣接権により保護がされるものもあるため「等」としている。

(25) 著作隣接権が認められている四者は、「原著作物とその著作物を享受する一般公衆との間にあって、それを媒介する作用を為す、すなわち、原著作物を有形的に聴視覚に感ぜしめて頒布する作業を営む」ことについて共通性がある。阿部浩二「いわゆる隣接権について」私法23巻(1961年)169頁参照。

(26) 吉田大輔『著作隣接権制度の発展とその行方』著作権研究23巻(1996年)116頁「実演は性質上精神的創作行為である」と述べる。

も担っている⁽²⁷⁾。次にレコード製作者は、音源の固定の際には多くの準創作的行為が含まれていることと、伝達における役割が大きいといえる。また、準創作および伝達にかかる投資を負担している。どちらかといえば、伝達者としての役割が根拠の中心となっていると思われる。最後に(有線)放送事業者は、放送にかかる編集作業等の準創作的行為が行われており、伝達における役割も大きい。どちらかといえば、伝達者としての役割が根拠の中心となっている点で、レコード製作者と近い。これらを参酌すれば、著作隣接権は妥当性がある者に対しては政策的判断により保護を与えることが可能であるということが分かる。

ただし、これらの準創作行為あるいは伝達には多くの者が関わっている中で、なぜ四者のみなのかという点については疑問があるところであるが、この中でもレコード製作者や放送事業者は、②の理由の実質的な効果としてビジネスにおいて収益化し創作者への配分を行える者であることについては、経済的な合理性があるといえ、理由の一つになっていると考える⁽²⁸⁾。なお、経済的合理性という点から権利の付与がなされるということについては、映画の著作権に関する考え方に近い⁽²⁹⁾。

3 出版者と著作隣接権制度

出版者と著作隣接権制度にかかる議論は20年以前から存在している。

1970年に成立した著作権法に対し、日本書籍出版協会(以下「書協」という)は、「発行された出版物の組版面を写真その他物理的・化学的方法によって複製する場合には出版者の許諾を要する」との条文を加えるように要請したが取り入れられなかった。1985年には、書協、日本雑誌協会、出版者会、自然科学協会が「版面に関する出版者団体協議会」を設立し、改めて版面権の創設を文化庁長官に要請した⁽³⁰⁾。

文化庁は、複写機器の発達・普及に伴い出版物の複製が加速度的に増加したという背景のもと議論を行ってきた。複写機器の発達による複製の増加問題については、「著作権審議会第4小委員会」(文化庁、1976年)から報告書が出され、権利集中機構等を利用した対応策が検討された。その後「著作権の集中的処理に関する調査研究協力者会議」(1984年)の議論を経て、集中的権利処理機構が設立された。その後1985～1986年に、計二回にわたって、「出版者を保護するため出版物の版面の利用に関する出版者の権利の創設について検討を行う」ことに関し、国会の衆参文教委員会で付帯決議が行われた。それを受けて、複写機器の発達・普及に更なる対応の必要性が引き続き存在しており、出版を巡る複製を中心とした複製利用の実態を考慮し、独自の保護について検討しなければならないとの思想から、1985年(昭和60年)に著作権審議会において第8小委員会が設置された。1990年(平成2年)6月『著作権審議会第8小委員会(出版者の保護関係)報告書』(以下、「第8小委報告書」という)を公表している⁽³¹⁾。

第8小委報告書では、出版者が出版行為により著作物の伝達に重要な文化的役割を果たしており、一定の範囲で現行著作権法においても保護がなされているが、複写機器の発達普及という新しい市場環境においては、既存の出版権設定の制度に加えて、一定の権利を認めることが必要であると考え、(1)出版者の権利は、出版行為により著作物の伝達上果たしている役割の重要性を評価して、技術的進歩等に対応して新たに出版者の保護を図るものであって、実演家、レコード製作者等の保護と同様に著作隣接権制度の中に位置付け得るものであること、(2)出版物が複写機器等により簡易に複製されることに対して、出版活動の安定性を確保出来るようにするための権利であること、(3)著作隣接権として位置付けられる出版者の権利は、著作者の権利に変更を加えるものではないこと、(4)権

(27) 半田正夫＝松田政行編『著作権法コンメンタル3』〔上原伸一執筆〕148-149頁(勁草書房、2009年)は、「投資」の保護とは、著作隣接権者の「活動を維持するための投資が保護されること」であって、「投資そのものが保護されるものではない」と述べる。

(28) 阿部浩二「いわゆる隣接権の保護—国際会議を巡って—」法学25巻2号(1961年)128-165頁では、隣接権の目的として「企業の維持達成のためにあるものとみてよい」とする。ただし、本山雅弘「著作隣接権の理論に関する基礎的考察(一)—戦前期ドイツ学説史の考察を中心として—」民商法雑誌130巻2号(2004年)320頁-321頁では、著作権法とは別個に著作隣接権を規定した理由につき、営利的、経済的な競争概念を著作権概念にとりこむことで、結果的に著作権が有する精神的、文化的競争概念の希釈につながるから、それを避けるために、体系的かつ立法的な問題意識が背景にあったということについて述べられている。

(29) 映画の著作者は監督等であり、職務著作(著作権法第15条)に該当する時等一定の場合を除いて、当該「著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているとき」には、映画製作者に帰属する(著作権法第29条第1項)。映画製作者とは、「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」である。映画製作者に著作権が認められる理由として、映画製作者が映画の製作の経済的リスクを負い、権利義務の主体になることが挙げられる。

なお、これらは映画に係る財産権を製作者に集約的に帰属させることにより有効な利用を促進させるとの目的がある。高林龍「標準 著作権法」128頁(有斐閣、2010年)参照。

(30) 野々村徹「検討始まった『版面権』」新聞研究423巻(1998年)95-97頁。

(31) 著作権情報センターのホームページで公開されている。
http://www.cric.or.jp/houkoku/h2_6/h2_6_main.html

利の内容、存続期間等については、前期の趣旨に照らして必要な限度において認められるものであり、また、適正な権利行使が行われるような措置が必要であること」として、出版者への著作隣接権のような制度を作るべきとの提言を行った⁽³²⁾。しかし、経済団体等の①複製の増大における経済的損失の影響が不明確、②現行法の枠内で譲渡契約によることも可能なこと、③国際的コンセンサスが無いこと、④国内におけるコンセンサスを獲得するのが困難なことなどの意見により反対を受け制度の導入には至らなかった。

知的財産戦略本部が発表した「知的財産推進計画 2004」では、出版物に関する「版面権」について「出版物の複製に係る出版社の報酬請求権の是非に関する関係者間協議の結論を得て、2004年度以降必要に応じ、著作権法の改正案を国会に提出する。(文部科学省)」としていたが、知的財産推進計画 2005以降において、出版物にかかる「版面権」の記述はみられなくなった。

2010年、総務省・文部科学省・経済産業省の三省が合同で開催した「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」の報告によれば、出版者より「①出版者の権利内容を明確にすることにより、出版契約が促進される可能性があること、②デジタル化・ネットワーク化に伴い、今後増加することが想定される出版物の違法複製に対しても、出版者が物権的請求権である差止請求を行い得るようになることで、より効果的な違法複製物対策が可能とである」との主張がされ、それに対して「出版契約や流通過程に与える影響や各国の動向についての調査・分析等の実施や議論の場を設けることなどを通じて、更に検討する必要がある。国としても、こうした取組を側面から支援することが適当」とし、それを受けた議論が文科省における「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」で始まっている。この一連の動きの中で、電子書籍と従来型の出版に係る広範な利害調整や図書館などの公的サービスの在り方までが議論されて行くことが期待されている⁽³³⁾。

2004年頃の議論は、ブロードバンド環境におけるコンテンツの流通という側面からの議論であり、電子書籍に係る市場環境においても利用者のニーズが十分

であったとはいえ、2005年以降に議論がされなくなった理由はその辺りに問題があったのかもしれない。しかしながら、2010年においては、電子書籍を閲覧出来るデバイスの普及が進み、電子書籍に関する市場が本格的に動き出したこともあり、2010年以降の電子出版にかかる法制度整備の議論が進み始めたといえる。ただし、出版者における著作隣接権の付与については、あくまで出版者側が出している意見に過ぎないことから電子出版そのものの在り方も含めて今後議論が進んでいくことが期待される。出版を巡る著作権法制度の在り方については、デジタル時代において再検討の必要性がある。

IV デジタル時代の出版者と著作者の関係

1 デジタル時代の出版を巡る課題

デジタル時代において、出版物はインターネット等を介して配信されることになる⁽³⁴⁾。また、流通形態もこれまでの紙媒体の出版物とは異なったものが現れてくると予想される⁽³⁵⁾。

このような市場環境においては、多くの便益を得ることが出来るようになる一方、違法コンテンツの氾濫などの問題が発生することが予想される。また、利用方法が多様化することで、様々なビジネスチャンスが生まれてくることが予想される。そこで、これまで以上に著作権者である作家等と出版者が協力し合ってビジネス環境を構築していかなければならないと思われる。なおこれまで、著作権者は、個人である場合が多くまた専門的に作家業を行っている者も多いことから、それ以外のビジネスの部分は出版者が担うことが一般的な形であったと考える。しかし、電子書籍の出版は出版者を介さずとも安価なコストで出来る。そのため今後、出版者は作家等が出版者を介して出版活動をしたいと思うような価値を提供する仕組みを構築し、より一層の努力が求められていると言えよう。

出版者は、著作者の創作活動において補助的な役割を担っているが、創作を行っている者ではないため著作権者としては認められていない。一方、出版に際し

(32) 著作権審議会第八小委員会「報告書」(文化庁、平成2年6月)参照。

(33) 吉田大輔「ネット時代の著作権 99 電子書籍の流通に関する懇談会」出版ニュース5月中下合併号(2010年)40-41頁参照。

(34) 2009年度の電子書籍市場規模は、推計574億円(前年比23.7%増加)した。特にケータイ向け電子書籍市場は、513億円であり電子書籍市場の89%を占める。高木利弘「電子コミックビジネス調査報告書2010」[インターネットメディア総合研究所編](インプレスR&D、2010年7月27日)参照。

(35) 米国では、Amazon社やApple社による電子書籍に係る販売モデルの競争が起きている。歌田明弘「米電子書籍のコストと利益」出版ニュース5月中下合併号(2010年)23頁参照。

て著作権違反等の監督責任の義務があり責任も重く、訴訟の際には巻き込まれることも多い。このように、出版者は著作権法上、固有の権原を有しないことを理由として、違法コンテンツの排除等も独自に動くことは難しく、原則的に著作権者の地位を基礎として動かなければならない。

書籍の流通には大きなマネジメント力、プロデュース力が求められているのであり、その求められている力を最大限に発揮出来る可能性があるのは、出版者であると思われる。そこで、出版者の著作権法上の地位を高めデジタル時代に対応した制度を設計することが今後の出版市場に良い影響を与えるのではないと思われる。次節では、デジタル時代に対応した制度に関して(1)共同著作物、(2)著作権のライセンス、(3)著作権の譲渡、(4)著作隣接権制度という視点から以下検討を行う。

2 制度論の比較考察

(1) 共同著作物

出版者は、創作的表現を行っている者ではないとして固有の権利を有していない。しかしながら、補助的な立場を超えて創作的表現を行っているとの場合には創作物の共同著作者という解釈もできるとと思われる。確かに、判例においても創作の補助者に過ぎない場合は創作者には当たらないとしているが、補助者と創作者の線引きは必ずしも明確であるとはいえない。しかしながら、伝統的に創作における補助者としての立場として、ほとんどの場合において取り扱われてきた出版者が補助的立場を超えているとして共同著作者としての地位を得ることを考えたとしても、著作権者である作家等からしてみれば違和感があり、作家等からの反発も当然に予想され、コンセンサスを得ることが難しいように思える。更に、同じ権利に2人以上の共同著作者が常にいるという状況は、持ち分の処分⁽³⁶⁾や、分割⁽³⁷⁾、権利行使⁽³⁸⁾等における問題が発生する可能

性や、著作物の流通を阻害してしまう恐れがある⁽³⁹⁾。また、著作権を付与することについては、著作物を創作しているということに関する解釈自体を変えることになるため、その他の種類の著作物への影響もありうることから、好ましいことでは無いと思われる。

(2) 著作権のライセンス

出版契約は、比較的自由に行われており、契約書面に残さないこともあり得る⁽⁴⁰⁾。また、出版権も設定される場合とされない場合がある⁽⁴¹⁾。出版流通にかかる弊害のない程度に支分権のライセンス(譲渡権等)が合わせて行われており、大抵の場合3年程度のタームで契約がされる。出版権は極めて保護範囲が狭い著作権者の複製権の一部にしか過ぎないが、それに加えてデジタル出版に対応がしていないという問題がある。そのため、出版者が版面を作成して作者に提供した後、その版面を電子データにして、配布することが出来得るということになる。また、違法コンテンツに対しても、契約という債権に過ぎない状況であれば、著作権をベースにして行わなければならない、出版者が主体的に動くことはできない。

日本書籍出版協会(以下、「書協」という)が電子書籍にかかわる契約書の「ひな型」作りを進めている。2010年11月1日、デジタル化時代に出版社が積極的・主体的に電子出版に関わるための契約条項を盛り込んだ出版契約などの契約書のひな型を3種類作成し、ホームページ上で公開した⁽⁴²⁾。その「ひな型」では、出版社は、(1)DVD-ROM、メモリーカードなど電子媒体に記録した出版物として複製し、販売出来る、(2)インターネットなどを利用し、公衆に送信することができ、ダウンロード配信やホームページに掲載して閲覧に供することが出来る、(3)データベースに格納し、検索・閲覧に供することが出来るなどとした。一方で、出版社側の役割としては「価格、広告・宣伝方法、配信方法および利用条件などを決定し、その費用を負担する」とある。もっとも、「ひな型」は出版社側に有利

(36) 童話映画事件東京高等裁判所判決平成12年4月19日(最高裁ホームページ)。

(37) 共有著作物の分割について、基本的に切り離せるものではないが、同意があれば支分権ごとに分割を行うと、価格賠償の形を採る等の方法はありうる。しかしながら、同意を得なければならないと考えられるため、実際には困難が伴う。これについて、著作権法学会シンポジウムの議事、土肥一史=伊藤真=三村量一=小泉直樹=渡邊修[「シンポジウム」討論][土肥一史=三村量一=中山信弘=金子敏哉発言]著作権研究32巻(2005年)76頁以下参照。

(38) 「経済学書籍事件」東京地方裁判所判決平成12年9月28日(裁判所ホームページ)。

(39) 三村量一「共同著作物の利用に関する諸問題」著作権研究32巻(2005年)38-49頁参照。

(40) 日本書籍出版協会「出版契約に関する実態調査」(2006年3月)、伊藤真「著作権に係る契約を巡る諸問題の現状」著作権研究32巻(2005年)24-37頁参照。

(41) 北村行夫「新版判例から学ぶ著作権」340頁(太田出版、2004年)では、「実務上は、出版権の設定よりも、独占的複製許諾のケースが大半である。しかし、独占的複製許諾か否かも明らかでない場合が多い」と述べる。

(42) 日本出版協会「電子出版対応契約書ひな型(3種類)の作成について」(2010年11月1日)
<http://www.jbpa.or.jp/pdf/documents/denshikeiyakusetsumei2.pdf>。

な内容になっているとされており、著作者たちの反発も予想される。また、書協は「加盟社を縛るものではなく、あくまで『ひな型』、個別の契約で、作者の希望を入れるのは自由」とするのだが、個別に契約を作り上げていく作業を著作権者である作家と出版者が行うということの手間は大きいと考える。

(3) 著作権譲渡

米国などでは一般的な方式であり、出版に係る著作権の全部あるいは一部を作者から譲渡してもらうという方式である。我が国には著作人格権があるなど一律には論じることが出来ないが、出版者が著作権者の地位を単独で有することが出来ることから、侵害対応や流通面においてのマネジメントを経験が豊富な出版者が単独で行えるという点で強みがある。おそらく、電子書籍のコンテンツの流通が米国において先行して広がった理由は、出版者が著作権を有しているため、動きやすかったということがあるのではないだろうか。一方、著作権者は(契約内容にもよるが)譲渡をすることで二次利用に関する権利も全て譲渡することになることが考えられる。更に、この方式は、「売れる」と判断されるようなコンテンツでなければ、出版の目が無くなってしまう恐れもあり、コンテンツの豊富化という点から考えると我が国の仕組みの方が、バランスが良いようにも思える。

我が国では、電子雑誌に関する条件作りが始まっている。

2010年3月より関係者団体により協議開始されており、10月頃におおむね決定されて公表されるとされていたが、本稿の執筆時(2010年12月15日)において公式には、見解が示されていない。これに関し、報道発表によれば、週刊誌は1ヶ月間、月刊誌は2ヶ月間、季刊誌は3ヶ月間という期限を設けて、電子化にかかる追加原稿料を支払うことなく、当該期間内のみ、著作権を出版者に譲渡するというものである。期限後は再度の話し合いを行うか、著作権料の支払いを行うことになる。譲渡に係る期間制限をしている理由として、雑誌等における連載された原稿を書籍として出版することがあるからだと思われる。

期間的に発行される雑誌は、店頭に出てから一定期間が過ぎると一部の大手書店をのぞいてバックナンバーが置かれ続けることはない。そのため、定期出版

される雑誌が、長期間のアーカイブをされるようになってしまえば、その後の出版の売りに影響があるのではないかと日本文芸家協会を中心に考えているのだと思われる。そこで、出版者はデジタルアーカイブがなされる一定期間においてのみ著作権者と同じ権利を行使することが出来ることになる。

著作権の譲渡は、譲渡された出版者が主体的に活動出来るようになるため一定の評価が出来るが、二次利用にかかる権利を持ちたいとする著作権者との間において、例えば期間制限のような一定の条件を付す等の調整が必要であるならば、譲渡に係る利点を十分に得ることができないのではないかと考える。

(4) 著作隣接権

出版者に著作隣接権を付与するという点についての議論は、20年以上前から存在していたものの、制度の導入までには至っていない。しかし、データファイルでコンテンツが流通するという極めて特殊な環境に置かれるデジタル時代において、この問題は再検討の必要があると考える。

出版者に著作隣接権を付与することについての妥当性があるのかという点について、著作隣接権者四者の制度に係る保護の根拠⁽⁴³⁾をあてはめて検討したい。

著作隣接権制度の保護の根拠が①準創作性の有無、②公衆に伝達する役割を担う者の保護であるという前提の下、出版者をこれにあてはめると、①については、出版者が作家と協力して創作にかかる補助的な作業を行っており、②については、出版者は書籍の制作コストを負担し、作成した書籍等を流通させるための媒介となり、収益を上げ著作者に報酬を配分している。以上のことから、出版者に著作隣接権を付与することについては制度に係る保護の根拠から見て問題が無いように思える。

著作隣接権制度は、著作権とは別個に権利を作り出すものであるため、双方が独立しており⁽⁴⁴⁾、既存の著作者から権利を奪うものではない。更に、制度については自由な発想で作ることが出来るというのもメリットが多い。例えば、権利を限定して規定することも可能であり、報酬請求権とすること等も可能である。他にも、権利を認めておいて権利制限規定で権利の行使が出来る範囲を限定することも可能であると思われる⁽⁴⁵⁾。このような権利を出版者に付与することによ

(43) 本稿、IV-2参照。

(44) 著作権法第90条では、「著作者の権利に影響を及ぼすものと解釈してはならない。」とある。また、著作権者の権利も著作隣接権者に制約を与えるものではないとした判決に、ブラフマン事件東京高判平成21年3月25日(裁判所ホームページ)がある。

(45) 土井輝生「実演家の権利の保護—隣接権の保護に関するローマ条約と我が国の著作権・隣接権法律草案—」著作権研究1巻(1967年)32頁。著作隣接権者の権利制限について、基本原則を定めるにとどめてその範囲については裁判官の判断にゆだねるべきである。

て、著作権者の有する著作権と、出版者の有する著作隣接権はそれぞれの権利を行使出来るようになるため、ハイブリッドな効果が期待出来ると思われる。更に、著作隣接権は、伝達の対象を著作物に限定していないため、事実情報が中心となって扱われている出版物や、パブリックドメインになっている情報を編集して出版したとき等にも権利が及ぶということが期待出来る。以上のように、著作隣接権制度を利用することで、出版者に主体的権利を与えて違法コンテンツ等への対応力を上げられることが期待出来る。ただし、著作隣接権についても問題はあり、出版にかかる著作隣接権が、条約上の保護がなされていないことが挙げられる⁽⁴⁶⁾。勿論、将来的に条約の締結を目指すとする考えはあり得るが、現時点では対応できていない。そのため、国内市場においては著作隣接権の行使が可能であるが、海外市場においては行使できないとする問題がある。

V 私案

1 デジタル時代に対応すべき事項

デジタル時代においては、日本市場と世界市場においてコンテンツの創作、保護、活用、保全について適切なマネジメントを実現する必要がある。

創作活動においては作者とそれを補助する立場の出版者が協力していく従来のスタイルが推奨される。勿論、デジタル時代においては、インターネットを介して簡単に電子出版を行うことが出来るようになることは間違いない。しかし、電子出版したコンテンツが悪意であるか否かを問わず、他人の権利を侵害してしまう恐れがあり、実際には簡単な作業ではないといえる。このようなマネジメントの部分の出版者に委託することは悪いことではないように思える。また、個人的な出版は侵害に対する対応力に限界があるように思える。出版者にはこれまでに侵害に対応するノウハウが蓄積されていることから、この点についても協力関係にある方が望ましいといえよう。

これに加えて、出版者による侵害対応に関しては著作隣接権を付与することでコンテンツの保護に係る高い効果を発揮するのではないかと筆者は考えている。な

ぜならば、著作権者には「権利はあるが対応出来るだけの力が無い」という状態である一方で、出版者には対応する能力があっても権利が無いという状態があったため、著作者は出版者に協力を求めて対応を依頼してきたという状況があるからである。それに加えて、Google Book Search 事件⁽⁴⁷⁾のような、これまでの協力関係のみでは対応に限界がある事案が見られるようになってきた。このような状況を踏まえると、出版者にも主体的に侵害への対応が可能になるような仕組みが求められているといえよう。

活用や保全という点については、「ビジネスモデルとしてどうあるべきか」という点に尽きると思われる。すなわち、ビジネスモデルを構築することで、様々なメディアを通じて収益化を実現し、創作者への配分をしっかりと行われる必要がある。これらの一連の流れに関しては、包括的なマネジメント力、プロデュース力が必要であり、その求められている力を最大限に発揮出来る可能性があるのは、我が国においては出版者なのではないかと思われる。そこで、出版者の著作権法上の地位を高めることが結果的に作家等の著作権者にとっても有益なものになり、今後の出版市場全体に良い影響を与えるのではないかと考えるためこれらのことを前提としつつ、若干の私案を述べる。

2 出版者にかかる著作隣接権と出版契約

出版もデジタル時代に入り、市場環境が今までと全く異なることが予想されることから、効果的な制度作りが求められていると思われる。電子化されネット流通が可能になると、著作権者の手に負えないほどに対応すべき事象が増える恐れがある。そのため、出版者と協力して、ハイブリッドな対応をすることでより効果的な対応が可能になるのではないかと考えている。まず、出版者に著作隣接権を与えた場合の効果について検討すると、日本のように安価で高品質のブロードバンド環境がととのっている国においては、デジタルにおける侵害問題の拡大懸念は大きい。また、著作権者の権利の一部を譲渡、独占契約を結ぶことが出来たとしても、出版者が労を持って作り上げた版面に掲載されている素材が、「パブリックドメインを編集した

(46) 実演家、レコード製作者、放送事業者は、1961年にローマの外交会議で「実演家、レコード製作者および放送事業者の保護に関する条約」(ローマ条約)が採択され、国際的な保護の環境が整備された。我が国は、1989年に締結、発行。これにより著作隣接権制度が創設されることになった。渡井敏雄「著作隣接権の国際的保護」立法と調査151巻48-51頁参照。

(47) Google社がフェアユースを主張し、行っている出版物のデジタルアーカイブ事業について米国の作家組合と米国出版協会が著作権を侵害しているとして訴えたが、2008年に和解案が纏まった。この和解案の影響が我が国の著作権者にも及ぶのではないかと議論が起きたが、結果的に我が国は和解案の対象から外れた。この問題については、松田政行・増田雅史「Google Book Search クラスアクションの和解に関する解説」(日本書籍出版協会、2009年4月)、樋口清一「Google 訴訟和解への対応について」コピーライト49号[通号577号](2009年)34-37頁参照。

もの]であるとか、「グルメ情報等の事実情報を用いている部分が多いため、著作権の保護が弱い」というような素材を用いて作り上げたものであった場合、どれだけそこに価値があったとしても保護が弱くなってしまふ⁽⁴⁸⁾。そこで、少なくともその版面に対しての権利から報酬を受け取れるシステムがあってもよいのではないだろうか⁽⁴⁹⁾。これについては、著作権者からの譲渡を受けたとしても、著作権者であっても十分な対応が出来ないと思われるため、出版者に著作隣接権を与えて主体的に侵害問題等に対応出来るようにすることで、著作者および出版者双方に侵害対策の効果が高まるというメリットがあると思われる。ただし、出版者に係る著作隣接権は条約がないため、仮に制度として我が国で導入されたとしても、国外で行使することができないという問題がある。そこで、国外における侵害を抑えようと考えた場合、著作権に基づいて権利行使を行う必要がある。

なお、仮に出版者に著作隣接権を付与したとしても、著作権者は、出版者を「利用しても、しなくてもよい」という自由は残る。むしろ、出版者の地位を高めることは著作者の選択肢を増やすことになると思われる。

VI おわりに

本稿は、デジタル時代を迎えた出版市場において、多くの便益が期待される反面、デジタルシュリンクというリスクも存在しており、その対応策として、コンテンツの創作、保護、活用、保全という視点から出版者に著作隣接権を付与するという制度論について考察を行ってきた。

出版に係る著作物の保護や利用は、著作者の権利を中心としており、出版者はその枠組みの中で動くに過ぎない。これまでの市場と異なり、デジタル化が進めば違法コンテンツへの対策や、市場の拡大により複雑なマネジメントを行う必要がある。そのような総合的なマネジメントのノウハウは我が国においては出版者が有しているといえる。そこで、20年以上前からの出

版者に著作隣接権を付与するとする議論を再検討した。

著作隣接権は政策的理由から付与されるものではあるとの考え方もあるが、これまで付与が認められてきた四者について検討すると、2つの保護の理由があるとの説明が出来る。それが、①準創作性の保護、②公衆に伝達する役割を担う者の保護である。

出版者は、著作物の創作は行っていないため著作権者の地位を得ることは難しいが、補助的に関わっており準創作的ではあること、著作物の流通において伝達者としての重要な役割を担っていることが挙げられる。それらに加え、収益を上げ、創作者への配分をしており経済的な貢献も高い。このような状況は、著作隣接権を付与し、保護をする理由としては妥当性がある⁽⁵⁰⁾。

著作隣接権を出版者へ付与することによって、著作者と著作隣接権者のハイブリッドな権利行使が可能になるため、侵害対策等においても効果を発揮すると思われる。もっとも、著作隣接権を出版者に付与したとしても海外に対しての権利行使ができないため、その点については従来通り契約をベースとした著作権を基にしなければならない。

以上のことから、デジタル時代における出版市場においては、現状の出版契約を基礎としながら、著作隣接権制度を導入することで、これまで以上にコンテンツの創作、保護、活用、保全の実現ができるようになると思われる。

(48) なお、コンテンツには、①事実情報、②技術情報、③権利情報が含まれるとの学説がある。北川善太郎「著作物の流通・契約・システム」著作権研究 32 卷(2005 年) 7 頁参照。

(49) 吉田大輔「著作隣接権制度の発展とその行方」著作権研究 23 卷(1996 年) 120-122 頁は、「著作物として認められものと表現形式が同一であるが、その著作物性について判断が難しいものについて著作物保護との公平及び法的安定性の観点から著作隣接権によって保護を与えるという考え方」はありうるとしている。

(50) ただし、出版者に対して著作隣接権を付与する妥当性があるとはいえ、出版に係る利害関係者との調整、著作権の利用に係る許諾が容易に行えるか否かという問題など、制度導入におけるマイナス面からの考察が必要になる。隣接権の新設におけるマイナス面に関する指摘として、中山信弘「著作権法」423 頁(有斐閣、2007 年)では、(1)権利処理が複雑になること、(2)情報の利用・流通の阻害要因となり得ることがあげられている。更に、これらに関する議論は、渋谷達紀等「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」(文化庁、2010 年)、コンテンツ強化専門調査会「コンテンツ強化専門調査会(第 5 回)」(知的財産戦略本部、2011 年)で続けられている。

